



島根県報

平成19年 4 月 6 日 (金)
号外 第 69 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

補助金等交付規則第 3 条の規定により児童福祉施設等施設整備費補助金等の交付 (青少年家庭課)
の対象等を定める告示

告 示

島根県告示第318号

補助金等交付規則 (昭和32年島根県規則第32号) 第 3 条の規定により、児童福祉施設等施設整備費補助金等の交付の対象等を次のとおり定め、平成19年 4 月 6 日から施行する。

児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱 (平成13年島根県告示第639号) は、廃止する。

平成19年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 補助金等の名称

児童福祉施設等施設整備費補助金等

2 補助金等の交付の目的

児童福祉施設の整備を促進し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

3 補助金等の交付の対象である事業、施設の種類、補助事業者の範囲及び交付の率

交付の対象である事業	施設の種類	補助事業者の範囲	交付の率	
			創設等	その他
児童福祉施設の施設整備	助産施設	社会福祉法人 日本赤十字社 公益法人	別に定める交付金額の 2 分の 3 以内	別に定める交付金額の 2 分の 3 以内
	乳児院			
	母子生活支援施設			
	児童養護施設 情緒障害児短期治療施設			
	児童家庭支援センター	社会福祉法人		
児童館の施設整備	小型児童館	市町村 社会福祉法人 公益法人	別に定める補助基本額の 3 分の 2 以内	別に定める補助基本額の 3 分の 2 以内
	児童センター			
放課後児童クラブ室の施設整備	放課後児童クラブ室	市町村	別に定める補助基本額の 3 分の 2 以内	

備考 創設等とは、施設の創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び環境改善施設整備をいう。

